# 青森ツキノワグマ 出没対応マニュアル



青森県環境エネルギー部自然保護課

## I はじめに

近年ツキノワグマの分布域は拡大しており、人里での目撃や人身被害が発生 しています。

ツキノワグマは本来、臆病でおとなしい動物です。しかし、突発的に出会ったりすると人を攻撃することがあります。

このマニュアルでは、クマの生態・生活・行動の他、クマの被害に遭わない ための注意事項やクマが市街地等に出没した際の対応についてご紹介します。

## Ⅲ ツキノワグマの特徴

和名:ニホンツキノワグマ (*Ursus thibetanus japonicus*)

特徴:全身黒色で胸の白い三日月模様が特 徴だが、成獣では、三日月模様が目 立たなくなる個体も多い。

頭胴長110~130cm

体高50~60cm

体重40~130kg

(オス平均70kg、メス平均60kg)

生態:植物食傾向の強い雑食で、春は各種 の草本・木本の新芽や花、夏は各種 草本、タケノコ、液果、秋はブナや ナラ類の堅果(ドングリ類)が重要 な食物である。

昼夜を問わず活動と休憩を繰り返すが、人里に出没するときは夜間が多い。交尾期は5~7月だが、受精後の胚は着床遅延※がみられる。

出産は隔年で秋の栄養状態により、 0~3子まで変動する。

日高敏隆. 『日本動物大百科1哺乳類 I 』.平凡社.1996 米田和彦. 『生かして防ぐクマの害』.農文協.1998 青森県. 『青森県の希少な野生生物』.青森県.2020

※受精卵が発育を休止し、子宮内膜に着床しない(妊娠しない)生理現象。受精後のメスの栄養状態で妊娠が決定される仕組み。



## Ⅲ ツキノワグマの四季



#### Spring - Spring

冬眠から目覚めると、樹木の新芽、フキノトウ、ミズ、アザミなどの山菜を求め、よく動き回ります。 春の山菜取りシーズンと重なるので要注意!

## - Winter

12月から翌4月頃まで冬眠します。 秋に十分に栄養をとれたメスは、 冬眠中に1~3頭の子グマを出産します。

## -Summer-

繁殖期にあたり、オスがメスを求め行動圏を広げます。山の食べ物がやや乏しくなるので、クマ剥ぎや農作物被害が起きやすい時期です。

## - Autumn - **大**人

冬眠に備え、ブナやコナラ等の堅果(ドングリ類)、サルナシなどの果実類を求め行動が活発になります。キノコ狩りシーズンと重なるので要注意!

## IV ツキノワグマの分布

ヒマラヤの南側山麓部から東南ア ジア北部、中国東北部、ロシア北部、 台湾、海南島、日本に分布していま す。

国内では、本州、四国のブナ林を中心に生息しています。九州では絶滅した可能性が高く、四国でも絶滅が危惧されています。

県内では、低地の市街地や水田・ 畑作地帯を除く山地一帯が生息・行 動域となっています。

下北半島に生息する個体群は環境 省のレッドリスト2022において、絶 滅のおそれのある地域個体群に指定 されています。

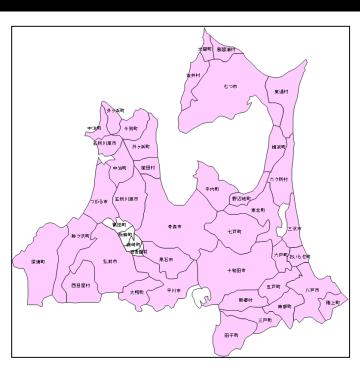


図 ツキノワグマの目撃情報のある市町村

令和2年~令和6年の5年間で、鶴田町を除く 36市町村で目撃されています。 ※森林を有しない板柳町、藤崎町、田舎館村は除外

## V 人身被害の防止

#### クマに出会わないために

クマは本来、人を避ける動物ですが、 人とばったり出会うと自身や子グマを守 るため、攻撃を加えることがあります。

クマによる事故を防ぐためには、まず はクマの生態を理解し、出会わないよう にすることが重要です。山に入る時など は、以下に注意しましょう。

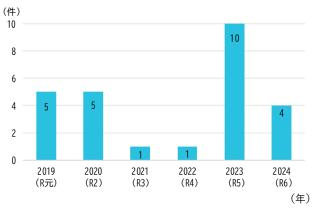


図 県内における人身被害件数

#### ■目撃・出没情報を確認する

山に入る前にその地域のクマの目撃情報等を新聞や県のホームページで確認しましょう。

#### ■足跡や糞などの痕跡に注意する

クマの足跡や糞などの痕跡があれば、近くにクマがいる可能性があります ので、その先に立ち入らないようにしましょう。

#### ■クマがよく活動する時間帯を避ける

クマは夕方や早朝に活動が活発になると言われていますので、 この時間帯は特に注意しましょう。

#### ■音を出しながら歩く

クマ鈴やラジオといった音の出るものを携帯し、クマに人間の 存在を知らせましょう。雨の日や沢沿いはこちらの音がクマに伝 わりにくいので注意が必要です。

#### クマに出会ってしまったら

クマがこちらに気づいていない場合は、静かにその場を立ち去りましょう。子グマのそばには必ず親グマがいるので、子グマには決して近づいてはいけません。

クマがこちらに近づいてきたらクマの動きに注意しながら、ゆっくり後退してください。走って逃げたり、大声、石投げはクマを刺激する行為なのでやめましょう。

#### クマ撃退スプレー



## WI 農作物被害の防止

#### クマを誘引しないために

農作物をクマの被害から守るためには、 農耕地に接近させないこと、農作物の味 を覚えさせないことが重要です。

クマは嗅覚が優れているため、放置された廃棄農作物や放棄果樹、残飯などは、強力にクマを誘引してしまいますので、 放置せず、適切に処理しましょう。

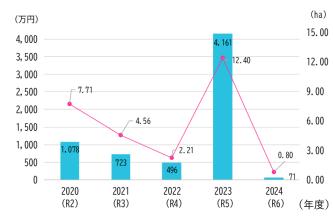
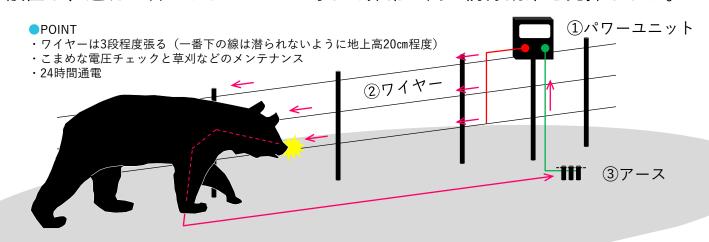


図 県内における農作物被害額・面積 (R6年度は、12月末時点の速報値)

#### ■電気柵の設置

電気柵とは、電気パルスを流したワイヤーによる柵です。電気柵は、正しく 設置し、適切に管理すればクマに対して非常に高い防除効果を発揮します。



ワイヤーには、①パワーユニットから電気が流れています。クマの鼻先が②ワイヤーに触れるとクマの体を伝って、地面に電気が流れます。その電気を③アースが回収することで、電気の回路が成立します。(地面を通じてクマとアースの間を電流が流れることで感電します。)

### 環境整備(緩衝帯の設置)

クマは基本的に人を避け、藪などに身を隠しながら行動 しています。そのため、集落と森林の間が茂っていたりす ると身を隠したまま人里に接近してしまいます。

畑周辺の藪の刈払い、森林の間伐・除伐・下刈り、耕作 放棄地などの整備によって、見通しのよい環境を整備する ことが、人との軋轢を減らすうえで重要なポイントです。

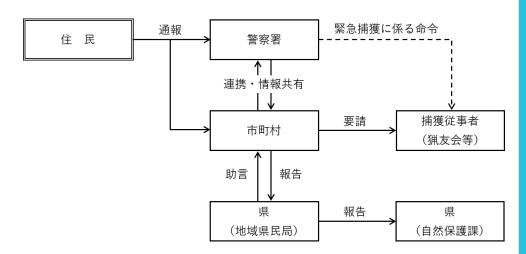




## WII 出没時の対応

住民などからクマの目撃情報や被害情報等が寄せられた場合、県、市町村等

は、以下の対応フローにより対策を実施します。



- ・現場のパトロール
- ・住民への注意喚起
- 緊急捕獲に係る命令
- ・安全確保
- ■市町村
- ・現地調査
- 対策協議
- ・住民への注意喚起
- ・捕獲従事者に対する捕 獲許可の付与等
- ■捕獲従事者
- ・現場対応(追い払い・ 緊急捕獲)

#### 緊急捕獲について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条により、日出前及び 日没後並びに住居集合地域等における銃猟は禁止されているが、クマの住宅街へ の出没により現実的・具体的に危険が生じ、特に急を要する場合は、警察官職務 執行法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全を確保するための措置として、 警察官がハンターに対し、猟銃を使用して住宅街に現れたクマを駆除するように 命じることができる。また、警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態に おいては、当該ハンターの判断により、緊急避難(刑法第37条第1項)の措置とし てクマを猟銃を使用して駆除することも行い得る。ただし、この場合でも、周辺 住民の避難、交通規制等の措置により周囲の安全を確保する必要があり、猟銃の 発射により周囲に被害を与える可能性がある場合は、猟銃を使用してはならない。

## 垭 参考情報

#### ■環境省ホームページ

クマに関する各種情報・取組が掲載されています。

<a href="https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html">https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html</a>

#### ■青森県環境エネルギー部自然保護課ホームページ

県内のクマ目撃情報マップなどを公開しています。

<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma\_cyuui.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma\_cyuui.html</a>

#### ■青森県農林水産部農林水産政策課ホームページ

県内における野生鳥獣による農作物の被害状況を公開しています。

<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/Wild-Animals-Damage.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/Wild-Animals-Damage.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/Wild-Animals-Damage.html</a>



## IX クマに関する相談・連絡先

クマを目撃した時や被害でお困りの際は、最寄りの市町村、警察署に御連絡 ください。その他のお問合せについては、下記の農林水産事務所又は自然保護 課に御連絡ください。

機関名		住所	電話番号
東青農林水産事務所	林業振興課	〒030-0861 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階	017 - 734 - 9963
中南農林水産事務所	林業振興課	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4	0172 - 33 - 3857
三八農林水産事務所	林業振興課	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	0178 - 23 - 3595
西北農林水産事務所	林業振興課	〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸384-37	0173 - 72 - 6613
上北農林水産事務所	林業振興課	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12	0176 - 24 - 3379
下北農林水産事務所	林業振興課	〒030-8570 むつ市中央一丁目1-1	0175 - 23 - 6855

青森県環境エネルギー部自然保護課 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 ☎ 017-734-9257

